

「抗菌薬 TDM 検査における緊急報告廃止」のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、下記項目の委託先 LSI メディエンスより連絡を受け、専門医学会による『抗菌薬 TDM ガイドライン改訂版』（2016）の勧告に基づき、関連検査項目につき、『総合検査案内』記載の有効治療濃度を変更する旨を SATURIN NEWS 29-08 でご案内した処であります。ここで、当該 6 項目中の 3 項目（アミカシン、トブラマイシン、ゲンタマイシン）は緊急報告対象として、所定の濃度値を逸脱した場合に FAX 等を通じた緊急報告を実施しておりますが、以下に掲げる理由により本年 3 月 30 日を以って廃止させていただくことに致しましたので、ご連絡申し上げます。

上掲『ガイドライン』によれば、アミノグリコシド系 3 薬（アミカシン、トブラマイシン、ゲンタマイシン）の治療効果は血中ピーク濃度と相関し、腎毒性等の有害事象の発生はトラフ濃度と相関します。こうした知見に基づき、ピーク濃度を高め且つトラフ濃度を下げるために 1 日単回投与がかつての低用量・分割投与よりも有効とされ、併せてピーク濃度の目標値も大幅に引き上げられました。加えて『ガイドライン』は、とりわけアミノグリコシド系薬において TDM 実施が実際の腎毒性等の頻度を低下させているとも述べています。

以上を鑑みて、抗菌薬 TDM 検査の“緊急報告”は、現に推奨され実施されている薬剤の用法・用量、あるいは管理目標に適合しておらず、また基準を改めて継続する必要性にも乏しいと考えられます。

宜しくご理解を賜れば、幸甚に存じます。

謹白

記

対象項目

- 648 アミカシン
- 1198 トブラマイシン
- 1240 ゲンタマイシン

※平成 29 年 3 月 31 日（金）受付日分より、緊急報告（FAX）を廃止致します。